

国民健康保険・後期高齢者医療保険に加入中の方へ
令和8年8月から高額療養費制度が見直されます



詳細はこちらから

高額療養費制度は、ひと月に医療機関に支払った額が高額になった場合に、定められた上限額を超えて支払った額を払い戻す制度です。今回の見直しにより、高額療養費の上限額が変わります。
令和8年8月以降の上限額は、以下のとおりです。

〇70歳未満の方

【令和8年8月から令和9年7月まで】

限度区分 (所得区分)		自己負担限度額 (月額上限)	自己負担限度額 (年間上限)
区分ア	所得901万円超	270,300円(注1) (医療費が901,000円を超える場合は超過額の1%を加算する。)	1,680,000円
区分イ	所得600万円超 901万円以下	179,100円(注2) (医療費が597,000円を超える場合は超過額の1%を加算する。)	1,110,000円
区分ウ	所得210万円超 600万円以下	85,800円(注3) (医療費が286,000円を超える場合は超過額の1%を加算する。)	530,000円
区分エ	所得210万円以下 (住民税非課税世帯除く)	61,500円(注3)	530,000円
区分オ	住民税非課税世帯	36,900円(注4)	290,000円

過去12カ月以内に世帯で既に3回以上高額療養費が支給されている場合、4回目からの額は次のとおりです。
注1：4回目以降 140,100円 注2：4回目以降 93,000円 注3：4回目以降 44,400円 注4：4回目以降 24,600円

〇70歳以上の方

【令和8年8月から令和9年7月まで】

限度区分 (所得区分)			負担 割合	自己負担限度額 (月額上限)		自己負担限度額 (年間上限)
				外来 (個人単位)	外来+入院 (世帯単位)	外来+入院 (世帯単位)
現役並み所得者	Ⅲ	課税所得 690万円以上	3割	270,300円(注1)(医療費が901,000円を超える場合は超過額の1%を加算する。)		1,680,000円
	Ⅱ	課税所得 380万円以上		179,100円(注2)(医療費が597,000円を超える場合は超過額の1%を加算する。)		1,110,000円
	Ⅰ	課税所得 145万円以上		85,800円(注3)(医療費が286,000円を超える場合は超過額の1%を加算する。)		530,000円
一般			2割	22,000円(年間上限216,000円)	61,500円(注3)	530,000円
						410,000円
住民税非課税	Ⅱ		1割	11,000円(年間上限96,000円)	25,700円(注4)	290,000円
	Ⅰ			8,000円	15,700円	180,000円

過去12カ月以内に世帯で既に3回以上高額療養費が支給されている場合、4回目からの額は次のとおりです。
注1：4回目以降 140,100円 注2：4回目以降 93,000円 注3：4回目以降 44,400円 注4：4回目以降 24,600円

詳細は、厚生労働省のウェブサイトをご覧ください。
また、今回の見直しに関するご質問などは、厚生労働省までお問い合わせください。
問＝厚生労働省コールセンター ☎0120-617-111（午前9時～午後6時 日曜・祝日・年末年始を除く）

(広告)

広告

(広告)

広告

「特別障がい者手当・障がい児福祉手当の現況届の提出について」

特別障がい者手当と障がい児福祉手当は、それぞれ在宅の重度障がい者の状態にある方を対象に手当を支給する制度です。

現在、受給している方は、受給資格確認のために現況届（所得状況届を含む）の提出が必要です。大阪府から現況届に必要な書類が送付されますので、左記の期間に必ず提出してください。

なお、現況届が未提出の方は、提出されるまでの間、手当が差し止められることがありますので、ご注意ください。

提出期間 8月12日（水）～9月11日（金）

提出先 豊能町福祉課または吉川支所内福祉相談支援室

問 大阪府箕面子ども家庭センター生活福祉課 ☎737・6858

“5さい若がえり教室”参加者募集！

足腰の弱りには筋力トレーニングがあるように、脳の衰えには脳を鍛えることが大切です。

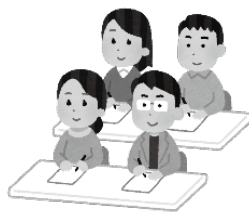
運動と認知機能改善課題を組み合わせで行います。体を動かしながら、頭を使うのが特徴です。教室で一緒に楽しく脳トレ・体操や健康づくりの方法を学び、皆さんで5さい若がえりましょう！！



内＝①運動（30分）

②座学（20分、月1回）

③知的活動（60分）



期間＝9月～12月の毎週木曜日（4カ月間） 午前10時～11時30分

対＝65歳以上の住民の方 20名（全日程参加できる方）

￥＝無料 **所**＝保健福祉センター

申込方法＝8月3日（月）午前9時から保健福祉センターへ電話 ※先着順です。

申・問＝健康増進課 ☎738-3813

（広告）

広 告

大阪府池田保健所8月の事業

◎水質検査・検便 ￥＝有料

時＝池田保健所 8月4日（火）・18日（火）午前9時30分～11時30分
※検査容器は事前に池田保健所で配付

◎こころの健康相談・骨髄バンクドナー登録（事前予約制）
日程など詳細はお問い合わせください。

◎HIV／エイズ・梅毒（血液）、クラミジア（尿）検査
￥＝HIV検査は無料（その他はHIV／エイズ検査と同時に受ければ無料）
匿名可、日程など詳細はお問い合わせください。

問＝大阪府池田保健所 ☎751-2990